

有効期間を経過した水道メーターの取替未施工について

堺市上下水道局給水区域において、計量法において 8 年と定められている水道メーターの有効期間を経過した、水道メーターの取替未施工が発覚しました。有効期間を経過した水道メーターは早急に取り替えます。対象となる皆様には、ご迷惑をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。今後、このような事態が発生しないよう、再発防止策を徹底してまいります。

1 個数

1,325 個（令和 5 年 7 月末に有効期間を迎えた水道メーター総数は 13,806 個）

2 場所

堺市内全域

3 経緯

- 水道メーターの取り替えについては年間約 50,000 個の取替対象に、上下水道局が水道メーターを購入し、取替業務を委託業者が担っています。
- 昨年からの水道メーター取替業務の遅延が生じていたため、有効期間を経過しないよう令和 5 年 5 月に受注者と協議し、これまで月 4,000 個のペースで取り替えを行っていましたが、以後は月 5,000 個のペースで取り替えを行えるように体制を是正するように指示しました。
- 委託業務の履行確認は、毎月 3 回、水道メーター取り替えの指示書（概ね半年後に有効期間を迎える水道メーター）に対して個数確認のみ行っておりました。
- 令和 5 年 9 月 7 日に市担当者が、水道料金等管理システムで履行確認したところ、有効期間を経過した水道メーターの取替未施工が判明しました。

4 今後の対応

- 令和 5 年 9 月 15 日（金）までに未施工分を全て取り替えます。
- 有効期間を経過した水道メーターはすぐに使用不能になるものではありませんが、計測精度が劣化する可能性があり、対象となる水道メーターを早急に取り替えます。

5 再発防止策

- 今後、委託業者に水道メーター取替の進捗が分かる報告書を毎日提出させ、担当者のほか審査担当を配置し確認を徹底します。

問い合わせ先

担当 課：上下水道局 サービス推進部 給排水設備課
電 話：072-250-8945
ファックス：072-250-9164